

○暮らし・にぎわい再生事業制度要綱（平成 19 年 4 月 1 日 国都まち第 118 号、国都市第 419 号、国住街第 258 号） 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><u>（最終改正 令和 6 年 4 月 1 日）</u></p> <p>第 1～第 3（略）</p> <p>第 4 施行区域</p> <p><u>暮らし・にぎわい再生事業の施行区域は、三大都市圏の指定市及び特別区を除く全国の区域とする。</u></p> <p>第 5 対象施設要件</p> <p>1 コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下「対象施設」という。）は、次の各号に適合しなければならない。</p> <p>一 <u>再生事業計画区域内に存し、認定基本計画に位置付けられたものであること</u></p> <p>二 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計がおおむね 1,000 ㎡以上（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合はおおむね 500 ㎡以上）であること</p> <p>三、四（略）</p> <p><u>2 三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域において整備する対象施設のうち、都市機能導入施設にあつては、前項第三号口の規定を適用せず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める要件に適合したものでなければならない。</u></p> <p>一 <u>都市機能まちなか立地支援で整備される都市機能導入施設 前項第三号ハの規定は、「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること」と読み替えて適用する</u></p> <p>二 <u>空きビル再生支援で整備される都市機能導入施設 前項第二号中「1,000 ㎡」とあるのは「500 ㎡」と読み替えて適用する</u></p> <p><u>3 三大都市圏及び指定市を除く市町村の区域、かつ、人口 20 万人以下の市町村の区域において整備する対象施設は、第 1 項第二号及び第三号の規定を適用せず、次の各号に適合したものとすることがで</u></p>	<p style="text-align: center;">（最終改正 令和 4 年 3 月 31 日）</p> <p>第 1～第 3（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第 4 対象施設要件</p> <p>1 コア事業により整備される都市機能導入施設又は公開空地（以下「対象施設」という。）は、<u>再生事業計画区域内に存し、次の各号全てに適合しなければならない。ただし、三大都市圏及び政令指定都市を除く地域においては、第三号口の要件を適用しない。また、当該地域において都市機能まちなか立地支援を実施する場合は、第三号ハ中「耐火建築物等又は準耐火建築物等である」を「空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされている」と読み替えるものとする。</u></p> <p>一 認定基本計画に位置付けられたものであること</p> <p>二 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の 2 分の 1 の合計がおおむね 1,000 ㎡以上（同一の再生事業計画区域内で複数のコア事業を行う場合 <u>又は三大都市圏及び政令指定都市を除く地域において空きビル再生支援を実施する場合は</u> おおむね 500 ㎡以上）であること</p> <p>三、四（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>きる。</p> <p><u>一 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が1,000㎡未満であること</u></p> <p><u>二 都市機能導入施設にあっては、次の各号に適合するものであること</u></p> <p><u>イ 整備される公益施設の規模が適正であること（ただし、既存の公益施設を廃止して新たに整備する公益施設については、従前の公益施設の規模と比較して相当程度縮小する場合に限る。）</u></p> <p><u>ロ 空地の整備、消火施設の増強等により、周辺市街地への延焼を防ぐための代替措置がなされていること</u></p> <p><u>ハ 公民館、情報センター又はイベントスペース（地域の住民が随時利用でき、地域住民相互の交流の場となる施設に限る。）のいずれかを整備すること</u></p> <p><u>4 次の各号に適合する対象施設については、<u>第1項第二号及び第三号の規定は適用しない。</u></u></p> <p>一 対象施設の敷地面積が1,000㎡未満であること</p> <p>二（略）</p> <p>三 複数の対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計を通算して、概ね1,500㎡以上であること</p> <p>四（略）</p> <p>第6 事業主体に対する国の補助</p> <p>1、2（略）</p> <p>第7 地方公共団体の補助に対する国の補助</p> <p>1、2（略）</p> <p>第8 監督・責務等</p> <p>（略）</p>	<p><u>2 前項第二号及び第三号の規定は、次の各号<u>全て</u>に適合する対象施設については、適用しない。</u></p> <p>一 <u>コア事業により整備される</u>対象施設の敷地面積が1,000㎡未満であること</p> <p>二（略）</p> <p>三 複数の<u>コア事業により整備される</u>対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の1/2の合計を通算して、概ね1,500㎡以上であること</p> <p>四（略）</p> <p>第5 事業主体に対する国の補助</p> <p>1、2（略）</p> <p>第6 地方公共団体の補助に対する国の補助</p> <p>1、2（略）</p> <p>第7 監督・責務等</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>第9 運用 (略) 附則 (略) 附則 (略) 附則 (略) 附則 (略) 附則 (略) <u>附則</u> 第1 施行期日 <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u> 第2 経過措置 <u>この要綱の施行の際、現に事業着手しているものについては、なお従前の例による。</u></p>	<p>第8 運用 (略) 附則 (略) 附則 (略) 附則 (略) 附則 (略) 附則 (略) <u>(新設)</u></p>